

会評論社 定価3811円(3700円+税111円)

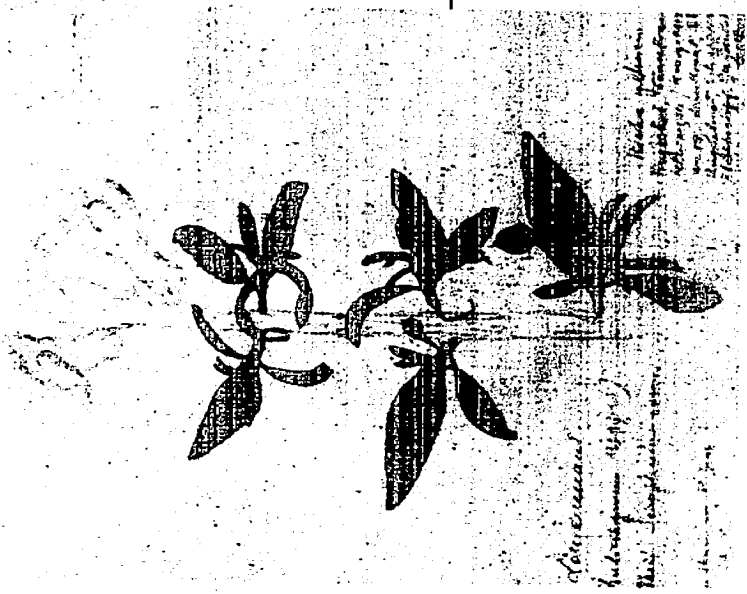
生誕120年記念

Internationales
Rosa Luxemburg
Symposium,
Tokio

生誕120年記念

東京・国際シンポジウム報告集

ロザルクセンブルクと現代世界



ロザルクセンブルクと現代世界

東京・国際シンポジウム報告集 Internationales Rosa Luxemburg Symposium, Tokio

ロザルクセンブルクと現代世界



社会評論社

社会評論社

はじめに _____ 3

伊藤成彦 基調報告 ローザ・ルクセンブルクと現代世界 _____ 9
『歴史と政治』戦争と民族の問題

ウルリッヒ・カルタリウス (ドイツ) [伊藤成彦訳] _____ 16

ローザ・ルクセンブルクと第1次世界大戦 _____ 16

フェリクス・テイフ (ポーランド) [伊藤成彦訳] _____ 24

ローザ・ルクセンブルクと民族問題 _____ 24
動機と政治的提案

朴虎聲 (韓国) [伊藤成彦訳] _____ 33

民族問題に関するローザ・ルクセンブルクの理論 _____ 33
ローザ・ルクセンブルクに対するレーニンの批判を特別に考慮して

西川正雄 (東京大学)・山中隆次 (中央大学) _____ 48

第1セッションのコメントと討論 _____ 48
『歴史と政治』社会変革と民主主義

アネリース・ラシツァ (ドイツ) [丸山敬一訳] _____ 56

ローザ・ルクセンブルクの民主主義 _____ 56
理解における大衆の位置

ロベルト・エフゼロフ (ソ連邦) [丸山敬一訳] _____ 72

ローザ・ルクセンブルクと社会主義的 _____ 72
社会変革のための労働者の政治組織の問題

アンドレアス・グロス (スイス) [伊藤成彦訳] _____ 82

ローザ・ルクセンブルクと民主主義 _____ 82

平井俊彦 (名古屋外国語大学) _____ 92

第2セッションのコメントと討論 _____ 92
『歴史と政治』歴史意識と革命論

加藤哲郎 (一橋大学) _____ 96

ローザ・ルクセンブルクの構想した党組織 _____ 96
「連合的分権」型 KPD 規約(1919年)の誕生と挫折

フリッツ・ヴェーバー (オーストリア) [保住敏彦訳] _____ 107

資本主義の崩壊—社会主義の崩壊 _____ 107
ローザ・ルクセンブルクの崩壊論の考察

パナジオテイス・ズトソス (ギリシャ) [松岡利道訳] _____ 120

ローザ・ルクセンブルクの著作における「歴史的必然性」概念 _____ 120

松岡利道 (龍谷大学) _____ 130

第3セッションのコメントと討論 _____ 130
『歴史と政治』社会主義の危機とロシアの可能性

ヤン・ジェヴルスキ (ポーランド) [川名隆史訳] _____ 136

現実の社会主義からみたローザ・ルクセンブルクの遺産 _____ 136

周懋 闊 (中国) [黒滝正昭訳] _____ 150

「社会主義が、それとも野蛮のなかでの滅亡か?」 _____ 150
ローザ・ルクセンブルクの遺言と予言

市原健志 (中央大学) _____ 155

「資本蓄積論」の現代的意義について _____ 155

栗木安延 (専修大学) _____ 178

第4セッションのコメントと討論 _____ 178
『歴史と政治』女として人として

フリッカ・ハウク (ドイツ) [田村雲供訳] _____ 184

ローザ・ルクセンブルクと女性の政治 _____ 184

フリーデリク・ヘットマン (ドイツ) [石黒英男訳] _____ 199

自立して歩むことについて _____ 199
ローザ・ルクセンブルクの思想から現在・未来にわたる解放の政治倫理を導き出すことは可能か?

土井たか子 (衆議院議員) _____ 214

ローザ・ルクセンブルクに想う _____ 214

垂水節子 (鳴門教育大学) _____ 221

第5セッションのコメントと討論 _____ 221

丸山敬一 (中央大学) 編 _____ 227

ローザ・ルクセンブルクの邦語文献目録 _____ 227

外国からの報告者紹介 _____ 8

ローザ・ルクセンブルクの構想した党組織

「連合的分権」型KPD規約(1919年)の誕生と挫折

加藤 哲郎
(一橋大学)

1 ローザの党組織論の復権

1989年の東欧革命によって劇的に崩壊したものは、レーニン＝コミンテルン型の共産主義前衛党、とりわけ、「民主主義的中央集権制」の組織原理である。その「一枚岩主義」は、万人の解放を目的とした運動が、全般的抑圧手段に転化していくさいの、媒介環であった。

レーニン＝コミンテルン型共産党の支配が打倒されることによって、早くからレーニンとボリシェヴィキの「超集権主義(Ultrazentralismus)」を批判してきた、ローザ・ルクセンブルクの組織論、「ロシア社会民主党の組織問題」(1904年)⁽¹⁾や「ロシア革命論」(1918年)⁽²⁾におけるレーニン批判が、クロース・アップされている。

たとえば、旧東独社会主義統一党中央委員会付属マルクス・レーニン主義研究所(現ベルリン労働運動史研究所, Institut für Geschichte der Arbeiterbewegung)のY・スローンが、1920年代ドイツ共産党(KPD)の「ボリシェヴィキ化」とは、かつて東独歴史学が「反共主義」とレッテルをはって来たH・ヴェーバーの大著が述べていた通り、やはり「スターリン主義化」ではなかったか、と自己批判的に問う時、ローザのレーニン批判が想起される。

スローンは、1925年にKPDが「コミンテルン模範規約」を強制される起點に、レーニンの「コミンテルン加入条件21ヵ条」を見だし、その組織原理への先駆的批判者として、ローザ・ルクセンブルクに光をあてる。⁽³⁾

2 19世紀社会主義運動の組織原理の歴史的4類型

私は、1989年の東欧革命の直前に日本語で発表した「社会主義と組織原理I」(窓社)という書物で、「民主主義的中央集権制」の歴史的意味を探るために、19世紀前半の生成期にまで遡って、社会主義運動組織の規約や組織規程の変遷を整理してきた。

そこから析出された、19世紀社会主義の組織原理は、以下の4つであった。

(1)「友愛的平等」型

初期社会主義の諸潮流のなかの、R・オーウェンの「ニュー・ハーモニー準備社会規約」(1825年)を典型とする。

外部社会に開かれた小共同体組織で、

- ① 自由・平等・友愛関係の共同体内での目的意識的創出(目的と手段の一致)。
- ② 共同体内メンバーの平等、相互扶助、自由な水平的交通。
- ③ 共同体運営における構成員主権、全員総会を最高機関とした直接民主主義と選挙制指導部、多数決原理、情報公開。
- ④ 個人の出資と労働に応じた共同体内分配・消費。
- ⑤ 共同体内良心の自由と良心的兵役拒否権。
- ⑥ 入会の容易さと退会の自由、旅行の自由、子供の教育の自由。
- ⑦ ルール違反の処分は「追放」のみ、

を特徴とした。

この組織原理は、後のチャーターティスト運動や協同組合運動に継承される。⁽⁴⁾

(2)「陰謀的集権」型

初期社会主義のなかで、「友愛的平等」型の対極にたつもので、1839年に武装蜂起に失敗したころの、A・ブランキ率いる「四季協会」を典型とする。その不文律の「掟」の特徴は、以下の通りである。

- ① 自由・平等社会実現のために現存国家の即時の軍事的打倒をめざす秘密結社(目的と手段の鋭い緊張関係)。

- ② 死をも恐れぬ体制への移行と武装革命遂行の軍事的規律、
- ③ 家族や友情をも超えた組織への絶対的忠誠・献身と秘密保持義務、
- ④ 指導者の選抜による任命制、指導者・上級への絶対服従、メンバーの匿名性、水平的交通の排除、
- ⑤ 組織決定の絶対的実行、権利なき義務と自己犠牲、
- ⑥ 厳格な入会資格要件と秘教的入会儀式、脱会の自由の欠如と「裏切り者は死刑」。

共産主義者同盟の前身の追放者同盟規約(1834—35年)、義人同盟規約(1838年、43年)は、基本的にこの型に属する。

(3)「集権的平等」型

マルクス、エンゲルスの加わった共産主義者同盟は、「陰謀的集権」型の義人同盟に、平等原理を導入したものである。

1847年創立大会規約草案、同年第2回大会規約、革命さなかの48年規約、シヤッパール派追放後の50年規約と、それぞれ違いがあるが、

- ① 「死刑」廃止と除名・除籍制度の設定、
 - ② 最高機関としての大会と執行機関としての中央委員会、
 - ③ 同盟財政の公開と使途の特定(ただし50パーセントが中央財政)、
 - ④ 決定服従義務・組織秘密保持、
 - ⑤ 党内関係の実務化・脱儀礼化、
- などの特徴を持ち、中央集権だが機能的・実務的平等がはかられ、秘密結社ではあったが宣伝組織に移行する方向性を持っていた。

(4)「契約的分権」型

ドイツ労働者政党的創成期、ラサール派全ドイツ労働者協会(ADAV)は、1863年・72年規約とも「指導者独裁」の特徴をもつ。

アイゼナハ派社会民主党(SDAP、1869年綱領)、ゴータ合同党(社会主義労働者党、SAPD、1875年規約)は、結社法・社会主義者鎮圧法のもとでも、ラサール風の「指導者独裁」を排除し「党内民主主義」を貫くために、新しい組織原理を創出した。それは、

陰謀的秘密結社ではなく、合法的大衆的労働者政党をめざす。陰謀的陰謀・陰謀的陰謀論を重視、

- ② 党大会を最高機関としながら、執行部への集権を防ぐ統制委員会・監査制度、機関紙の独立など「指導者統制」「権力分立」の導入、
- ③ 大会議事日事事前公表・事後承認、機関紙投稿権など「党員主権・党員参加」の「契約」的制度化、
- ④ 党費納入義務と厳しい財務・会計監査規定、党役員・機関職員の特給明示、

綱領・義務違反者の処分における再審・仲裁制度、

⑤ 結社法にも影響された地方機関紙・政策の独立性、地区独自規約など「地方分権」、

などの特徴をもつ。この組織で大衆と結びつき、帝国議会選挙でも前進した。

1890年に合法化して大衆政党・議員政党になるドイツ社会民主党(SPD)も、1890年ハレ大会、1900年マインツ大会規約までは、複數指導者制導入や議員権限の強化を伴いつつ、「契約的分権」型の基本的特徴を保持していた。

3 ローザの思想によるKPD創立規約の「連合的分権」型

20世紀に入ると、SPDは「契約的分権」型から「官僚的集権」型へと転化し、それにロシア・ポリシェヴィエキからコミンテルンに継承される「軍事集権」型が加わる。

そのはざまに、ローザ・ルクセンブルクに影響された「連合的分権」型が、一時的に現れる。

(5)「官僚的集権」型

SPDは、1905年のイエナ党大会規約をほぼ境にして、「官僚的集権」型に転成していく。ロシア社会民主労働党(ポリシェヴィエキ)の指導者レーニン⁽⁹⁾は、このイエナ大会の規約改正を、SPDの「中央集権化」として、歓迎した。

逆に、1902年にSPDに入党したR・ミヘルス⁽¹⁰⁾は、この期の体験から1907年にSPDを離れ、かの「募頭制の鉄則」をひきだす。

その規約改正の特徴は、

- ① 帝国議会選挙区単位での党組織の垂直的系列化、
- ② 地方組織の自主権制奪、中央金庫への20パーセント上納、
- ③ 党執行部の選挙候補者調停権、
- ④ 党員の党組織所属義務化、

などである。

現実には、垂直的にライン化した党組織をエーベルルトら専従党官僚が支配し、議員政党化していく。

この「官僚的集権」型の特徴は、1909年ライプツィヒと大会、12年ケムニッツ大会改正規約、さらには第一次大戦後の1918年ワイマール、25年ハイデルブルク大会規約へと継承され、今日のSPD組織の原型となる。

ただし、議会選挙を通じて選挙民の監視を受け、権力分立を認め、国家官僚制とは必ずしも齟齬しない点、イデオロギー的統一よりも日常的利害・政策実現を重視し、理論・世界観上は「多元主義」を認めうる点で、⁽¹¹⁾「軍事的集権型＝民主主義的中央集権制」とは、類型的に区別される。

(6) 「軍事的集権」型

ツァーリ専制下でレーニンへの指導するロシア・ボリシェヴィキは、ナロードニキの陰謀秘密結社の伝統と、SPDイエナ大会規約の「中央集権化」に学び、ローザ・ルクセンブルクが「超集権主義」と評した、かの独特な宗派的・軍隊的党組織を形成する。

いわゆる「民主主義的中央集権制」は、

- ① 厳格な「鉄の軍事的規律」の公然たる主張、
 - ② 上級の決定の下部の無条件実行、
 - ③ 厳しいイデオロギー的・世界観的統一と異論・離反者の犯罪視、
 - ④ 党員の水平的交通および「分派」の禁止、
 - ⑤ 党財政の中央管理と秘密主義、
 - ⑥ 党外大衆組織さらには国家組織への党内「伝導ベルト」を通じての指導と支配の確保、などに具体化される。
- コミンテルンの「加入条件21カ条」(1920年)や「模範規約」(1925年)が、この型を完成する。⁽¹²⁾

(7) 「連合的分権」型

では、ローザ・ルクセンブルクの構想した党組織は、これら6つの歴史的型と、いかに関わったものであったのか？

1918年末のKPD創設期にその秘密を探ると、それは、1919年のKPD第2回大会規約に表現されている、と思われる。

第一に、ローザは、「ロシア社会民主党の組織問題」のなかで、ラサール派ADAVの「独裁」「極端な(außerste)中央集権主義」とアイゼナハ派SDAPの「自治主義」を対比し、SDAPの「自治主義」が「労働者階級の偉大なイニシアティブの精神を広範な層に浸透させた」ことを評価していた。「分権主義」には反対し、「中央集権主義」一般は否定しなかったが、レーニンの「超集権主義」を、ラサール派の「指導者独裁」になぞらえて批判した。⁽¹³⁾

第二に、ローザは、ドイツ独立社会民主党(USPD)内のスバルタクス・アートの活動で「批判と独自活動の完全な自由」を経験し、1918年末のKPD創立にあたっては、「東方の革命家と西ヨーロッパの社会主義者を結ぶ」ため、「共産党」ではなく「社会党」の党名を主張した(3対4で敗北)。⁽¹⁴⁾ 新インタナショナル＝コミンテルン結成についても、慎重な考えをもっていた。

第三に、KPD創立大会で彼女は党綱領を報告し、エーベルラインが組織問題を報告したが、この両者は一対のもので、エーベルライン報告は、ローザの党組織論を表現していると考えうる。たしかに彼女は、虐殺される直前にも「ドイツは昔から組織の古典的国だ」と「組織フェティシズム」を批判し「行動へ！」を訴えたが、その行動のために必要最小限の「底辺からの」組織のあり方は、エーベルライン報告に示された。⁽¹⁵⁾

それは、

- ① 「官僚的選挙同盟でなく経営中心の政治的行動組織」、
 - ② 経営・住区組織の「完全な自立性」、
 - ③ 中央指導部の任務は「精神的政治的指導の総括」に限る、
 - ④ 地方機関紙に中央が規制してはならない、
 - ⑤ 規約は短文・簡潔で地方組織の最大限の自由を保证する、
- など「分権」的特徴をもち、かつ、党自体は自立的経営・住区組織の「連合」として、構想するものであった。⁽¹⁶⁾

第四に、創立大会では規約草案はなく、ローザの悲劇的虐殺の後、1919年春に規約草案が起草され、6月の第1回全国協議会で討論・採択、10月の第2回大会で承認・発効する。したがって、この1919年KPD規約は、ローザは直接関わりえなかったが、その内容からして、ローザの党思想を反映したものと考えることができる。⁽¹⁷⁾

その特徴は、次の通りである。

- ① 前文なしでわずか8カ条から成る、極めて短く簡潔な規約である（SDAPと近似）。
- ② 地方組織は「党の原理と党決議の範囲内で自立的」で「独自規約」制定権をもつ。
- ③ 地方組織は選挙区単位（SPD型）でなく経営中心で下から組織される。
- ④ 党大会は完全比例代表制で、最低年1回開かれる（SPD内での左派の主張の実現）。
- ⑤ 党大会で選ばれる中央委員会への統制監督機関は特に設けないが選挙・リコール制を徹底し、各中央委員（女性・青年代表含む）は完全に同権で、相互に監視しあう。
- ⑥ 党費中央納入は10パーセントで、当時のSPD25パーセント、USPD20パーセントより低い（当時、ソ連共産党も10パーセントだった）。
- ⑦ 地方機関紙は独立であり、中央委員会は編集権に介入できず反論権のみ。
- ⑧ 各級有給専従職員（書記・機関紙部・宣伝部・党務部）の規約明示（ドイツ的伝統）。

4 「連合的分権」から「軍事的集権」へ

しかしこの間、1919年3月に、ローザの遺志をついだKPD代表（エーベルライン）の反対（最終的には棄権）にもかかわらず、レーニン、ジノヴィエフらの強引な指導により第3インターナショナル＝コミンテルンが結成され、KPDは、そこに組みこまれた。

1920年8月のコミンテルン加入条件「21カ条」採択と、12月のUSPDのKPDへの合流により、1920年KPD規約が作成された。

ここでは、「決定の実行」を「党員の義務」とし、すべての党新聞の中央に

る監督、議会フラクシオンや党費中央上納30パーセントが規定され、中央集権化した。それでもこの20年規約には、上級の承認による独自規約制定権USPDから継承した複数議長制、除名処分者の異議申し立て・仲裁裁断などのドイツ的伝統が残されていた。⁽¹⁸⁾

しかし、翌年のKPDイェナ大会で採択された1921年規約は、「21カ条」で廃止された「民主主義的中央集権制」（＝「最も厳格な中央集権制」「軍事前規律」）が、ドイツ労働運動史上初めて、明記された。複数議長制が廃止されたことで、ソ連共産党風の政治局・組織局が設けられ、新たに「規律」の章が入る。KPDは中央集権的党組織であり、自己の隊列内では厳格な規律を保たなければならぬ。組織とその指導部の決定は無条件に実行されなければならない⁽¹⁹⁾と規定された。

ここに、KPDは、組織原理上は、完全にローザの「連合的分権」から離れる。

さらにコミンテルンでは、1923年のドイツ10月闘争敗北の教訓として、「分派や潮流やグループの存在を許さない中央集権的な党」「単一の魂から練られた一枚岩の党」の欠如が指摘された。「ドイツの教訓」に基づき、「ルクセンブルク主義」は「トロツキズム」とともに批判され、世界のほとんどの支部＝共産党が「コミンテルン模範規約」（1925年）にそった組織を強制される。KPDではそれが、1925年規約となる。⁽²⁰⁾

ローザの危惧した「早すぎたインターナショナル結成」により、KPDは、こうしてドイツ労働者政党の長い組織的伝統から完全に遊離し、「ポリシェウイキ化＝軍事的集権化」を完成する。

5 「軍事的集権」型党＝国家を打倒した「フォーラムによる革命」

1989年の東欧連鎖革命で、この「軍事的集権」型の党＝国家体制を打倒したのは、政党ならぬ市民の運動組織、「フォーラム」だった。

「フォーラム」は、

- ① 不定型な市民的抵抗運動体、
- ② ネットワーク的な討論のアリーナ、
- ③ 固定的指導部をもたない、自由意志的で開放的な臨時闘争指令部、

の性格をもつ。

その平和的移行を可能にしたのは、「フォーラム」と旧権力の「円卓会議」であった。

「フォーラム」型組織は、その自治・分権と水平的ネットワークで、ローザの「連合的分権」と重なる。しかし、「階級的」ではなく「市民的」組織で、「政治行動組織」である前に「討論の広場」であり、世界観の違いをこえた「多元主義」を内在していた。旧くはフランス革命期の「クラブ」や、1871年バリの「コミューン」、今日ではドイツ「緑の党(Die Grünen)」や「新しい社会運動」とともに、「社会主義」ではなく、「民主主義」の新しい組織類型と考えるべきである。

ローザも夢みた「社会主義」そのものが問われているのであり、「大衆民主主義」のもとでの今日的民衆的課題は、「生活世界からの日常的フォーラム化」にあるのである。

〔注〕

- (1) Rosa Luxemburg, Organisationsfragen der russischen Sozialdemokratie, in, *Rosa Luxemburg Gesammelte Werke* (im folgenden, *Werke*), Bd. 1/2, Berlin(O) 1970, S. 422ff. [邦訳「ローザ・ルクセンブルク選集」第1巻, 現代思潮社, 247頁以下]。
- (2) Rosa Luxemburg, Zur russischen Revolution, in, *Werke*, Bd. 4, 1975, S. 332ff. [邦訳「選集」第4巻, 226頁以下]。
- (3) Hermann Weber, *Die Wandlung des deutschen Kommunismus: Die Stalinisierung der KPD in der Weimarer Republik*, 2 Bde., Frankfurt am Main 1969.
- (4) Yvonne Thron, Bolschewisierung gleich Stalinisierung?, in, *Beiträge zur Geschichte der Arbeiterbewegung*, 32. Jg. Nr. 5, 1990, S. 579-580.
- (5) Address delivered by Robert Owen (27. April 1825), in, *New-Harmony Gazette*, vol. 1, no. 1 (1 Oct. 1825). [都築忠七編「資料 イギリス初期社会主義」平凡社, 1975年, 104-107頁]。以下も含め, 加藤哲郎「社会主義と組織原理 I」窓社, 1989年, 参照。
- (6) Auguste Blanqui: *Textes Choisis*, Editions sociales, Paris 1955. [加藤咄久訳「革命論集」上巻, 50頁以下, 現代思潮社, 1968年]。追放者同盟・義人同盟規約は IML b.ZK d.SED, *Der Bund der Kommunisten*, Bd. 1, Berlin(O) 1970, S. 975ff, 92ff, 153.
- (7) 共産主義者同盟規約は, *Der Bund der Kommunisten*, Bd. 1, S. 466ff.

626ff, 876ff, Bd. 2, 331ff. [邦訳「マルクス・エンゲルス全集」第4巻613頁以下, 第7巻575頁以下]。

- (8) 各規約は, Dieter Fricke, *Die Deutsche Arbeiterbewegung, Ein Handbuch, 1869-1914*, Berlin(O) 1976, S. 68ff, 20ff, 107ff, 176ff, 194ff. [西尾孝明訳「ドイツ労働運動史」れんが書房, 1973年, は1890年までの資料の翻訳]。
- (9) W.I. Lenin, Der Jenaer Parteitag der SPD, in, IML b. ZK d. SED, *W.I. Lenin über Deutschland und die deutsche Arbeiterbewegung*, Berlin(O) 1957. [邦訳「レーニン全集」第9巻, 大月書店, 所収]。
- (10) Robert Michels, *Zur Soziologie des Parteiwesens in der Modernen Demokratie: Untersuchungen über die Oligarchischen Tendenzen des Gruppenlebens*, Leipzig 1911. [森・樋口訳, 木鐸社, 1974年]。
- (11) 第一次大戦以前のSPD規約は, D. Fricke, a.a.O., S. 208ff. 以後は, *Protokoll des SPD-Parteitags*. USPDは, *USPD, Protokoll über Verhandlungen des Parteitags*.
- (12) ロシア・ボリシェヴィキの党規約は, B. Brunner, *Das Parteistatut der KPdSU*, Köln 1964. R.H. McNeal ed., *Resolutions of the CPSU*, 5 vols., Toronto 1974-82. コミンテルンは, J. Degras ed., *The Communist International 1919-43*, Dokuments, 3 vols., London/N.Y./Toronto 1956-65. 村田陽一編訳「コミンテルン資料集」全6巻, 大月書店。
- (13) Rosa Luxemburg, Organisationsfragen..., *Werke*, Bd. 1/2, S. 439. [前掲邦訳266頁]。
- (14) Ossip K. Flechtheim, *Die KPD in der Weimarer Republik*, Frankfurt am Main 1969, S. 103, 27, 141. [高田爾郎訳, ベリかん社, 1980年, 95, 20, 134頁]。
- (15) Rosa Luxemburg, Versäumte Pflichten (Die Rote Fahne, Nr. 8 vom 8. Januar 1919), in, *Werke*, Bd. 4, S. 524. [邦訳「選集」第4巻, 169頁]。
- (16) Rosa Luxemburg, Unser Program und die politische Situation, Hugo Eberlein, *Unsere Organisation*, in, Hermann Weber (hrsg.), *Der Gründungspartei der KPD, Protokoll und Materialien*, Frankfurt am Main 1969, S. 189ff, 239ff.
- (17) Entwurf zu einer Satzung der K.P.D. (Spartakusbund), *ebenda*, S. 304ff. Satzung der K.P.D. (Spartakusbund), in, *Dokumente und Materialien zur Geschichte der Deutschen Arbeiterbewegung*, Bd. VII/1, Berlin(O) 1966, S. 103ff.
- (18) Organisationsentsatzungen der VKPD, *ebenda*, S. 380ff.
- (19) Organisationsentsatzungen der KPD, *ebenda*, S. 560ff.
- (20) Statut der KPD (Sektion der K.I.), *ebenda*, Bd. VIII, S. 171ff.
- (21) 加藤哲郎「東欧革命と社会主義」花伝社, 1990年, 参照。

(付記) 小論は、1991年11月のローザ・ルクセンブルク東京国際シンポジウム報告を、ほとんど原型のまま、復元したものである。私の論文集「ソ連崩壊と社会主義」(花伝社、1992年)に「補論」として収録されているものと、ほとんど同一である。本論文のドイツ語版は、Tetsuro Kato, Organisationstheorie Rosa Luxemburgs: Geburt und Scheitern der KPD-Satzung von 1919 als "Dezentralisierte Assoziation" として、*Hiltsuba-shi Journal of Social Studies*, Vol.24, No.1, August 1992, Tokyo, に掲載されている。

資本主義の崩壊—社会主義の崩壊

ローザ・ルクセンブルクの崩壊論の考察

フリッツ・ヴェーバー

(オーストリア)

資本主義体制の最終的で根底的な崩壊という概念は、—このことを認めようとして認めまいと—マルクス主義の様々な潮流を、たえず非常に魅惑してきた。「後期資本主義」が、恐慌によって震撼させられ、「病み」、「腐敗し」、一種の朦朧状態と死の苦悶に陥ることは、一度だけ、予期され、切望されたのではない。マルクス主義者たちは、繰り返して、資本主義の多様な病気の徴候を求めてきた。時には、正当にも(たとえば1929年以後の世界経済恐慌の時期において)、時には、教条主義的なひどい誤りにとらわれ、事業の発展を無視しつつ、そうしてきた。いわば「正常な」景気循環上の恐慌は、いずれも、全資本主義体制の崩壊に関するそうした考察の出発点になりえた。あらゆる外因性の障害が、市場経済の差し迫った終焉のあらわれと解釈されえただのである。

それゆえ、種々の没落の予言の信憑性は非常に異なっている。世界経済恐慌の時期に—きわめてブルジョワ的な政治家、企業家、および銀行家すらも、「かれらの」秩序の没落の証拠があると信じていた時に—恐慌と停滞への無視できない傾向について語った人物は、1945年後の最初の十年間に、高い経済成長率を目撃しつつ、しかも資本主義の没落を告げていた人物よりも、たしかに、よりおおくの証拠と証明力をもって、没落の予言をおこなったのである。

東欧における「現存社会主義の」中央管理経済の完全な崩壊に鑑みれば、ある程度まで訳知り顔の発言をしないですませることは困難である。崩壊したのは、実際、その終焉がすでにしばしば予告されてきた、「死の病にある」資本主義ではなく、むしろまさしく、みずからの了解にしたがって資本主義

- 35 内田博「最近のマルクス主義左派研究—松岡・田中・太田の著作によせて」（1）『名城商学』40—4, 1991
- 36 太田仁樹「マルクス主義理論史研究の課題—松岡・丸山・田中氏の近著によせて」（1）『岡山大学経済学会雑誌』23—1, 1991
- 37 丸山敬一「ローザの革命理論は有効だったのか——伊藤成彦「ローザ・ルクセンブルクの世界」、加藤一夫「アボリアとしての民族問題」『エコノミスト』1992年3月17日号
- 38 丸山敬一「ローザ・ルクセンブルクの紙碑」『月刊フォーラム』1992年5月号

VII 映画「ローザ・ルクセンブルク」評

- 1 丸山敬一「映画「ローザ・ルクセンブルク」を観て」『情勢展望』31, 32, 1987
- 2 丸山敬一「生き生きした民主主義—ペレストロイカの方角早期に示したローザ・ルクセンブルク」『朝日新聞』1987年12月4日号夕刊
- 3 鍋谷都太郎「「ローザ・ルクセンブルク」を観て」『歴史評論』454, 1988
- 4 丸山真男, 高野悦子, 西川正雄「〈座談会〉映画「ローザ・ルクセンブルク」をめぐるって」『図書』1988年4月号

ローザ・ルクセンブルクと現代世界
【生誕120年記念】東京・国際シンポジウム報告集

1994年11月10日 初版第1刷発行

編者：ローザ・ルクセンブルク東京・国際シンポジウム実行委員会
(代表・伊藤成彦)

発行人：松田健二

発行所：株式会社社会評論社

東京都文京区本郷2-3-10

☎03(3814)3861 FAX03(3818)2808

印刷：太平印刷社 製本：東和製本

ISBN4-7845-0353-6

(定価はカバーに表示)